

第18回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年7月23日（水）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数9名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、井上、浦西、逢坂、笠原、合田、高橋、田巻、中山
- ・欠席委員 ～ 小野寺、杉本、橋本、水口、三原

配布資料について

【事務局配布資料】

- ・資料1は、第17回会議において4つの基本原則が導き出されたが、そこに書き込むべき具体的内容や言葉を出席委員にアンケートをとりまとめたもの。
- ・資料2は、第17回の会議録概要。
- ・資料3は、前回までの議論を踏まえ、目的から基本原則の修正点をまとめたもの。
- ・資料4は、全体構成を考えていくため、第8回及び第13回資料を合わせたもの。
- ・資料1について、基本原則の内容検討の段階で、前回会議は出席委員が少なかったことから、欠席委員を含めたアンケート実施の提案があった。しかし、欠席委員には会議録等で経過を周知する必要があり、会議録を送付してアンケートを集約して結果を事前に配布することは時間的に不可能と考え、前回出席委員のみを対象にアンケートを実施した。この資料を基に、前回欠席委員を含めてこの会議で協議できれば良いと考える。提案内容と異なる取り扱いとなっているが、了解願いたい。

前回（第17回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・基本理念や原則について、第8回のアンケートを基に具体的検討、修正作業に入った。
- ・その際、解説文も検討すると時間がかかるので、取りあえずは条文のみの検討とした。
- ・基本理念では、「市民が主体、個性豊かで魅力あるまちづくり、個人の尊重、多様な主体との連携、地域の特性と独自性を生かす」といったことが出された。
- ・また、国や道などとの連携という項目が必要ではないか、市民自治と団体自治を明確にする必要があるといった意見もあった。

- ・次に、基本原則についてだが、座長案として出した「対等・相互理解、自主性尊重」は、曖昧であり理念とも重複するといったことで、改めて検討した結果、「情報共有、参加・参画、自治区、きょう働」という4つのキーワードで作っていくということになった。

これまでの検討状況について

〔中山座長〕

- ・配布資料3に前回検討した内容をまとめてあるので、これを見ながら確認したい。
- ・目的の項では、白抜きになっている部分「市」を「北見市」に書き換えている。
- ・用語の定義は、保留して進めることとしている。
- ・条例の位置付けについては、このままで良いと承認されていると認識している。
- ・基本理念については、「市民が主体、……、地域の特性と独自性を生かす」といったキーワードを使い、団体自治と住民自治を明確にしながら書いていくという意見が出た。
- ・理念について、まだ文章化していないが、この他に付け加えたら良いと思うキーワードがあれば出してもらいたいが、ないようなので、理念はこの形で進めることにする。

基本原則に関するアンケートの実施手法について

〔笠原委員〕

- ・今回の基本原則に関するアンケートは前回会議の出席委員を対象に送られたが、本当に確認してほしいのは、欠席委員に対し、4つの基本原則で良いのかということ。さらに内容についても欠席委員の意見が反映されるような形でなければならないということから提案したもの。
- ・その作業自体、今回も検証がないまま進んでいくのなら問題ではないか。
- ・少なくとも基本原則について確認するということが話が進んできたと思っているが、また先送りになるのではないか。

〔中山座長〕

- ・欠席委員にアンケートを実施しなかったことは、時間的都合という理由が大きい。
- ・決して、欠席委員を無視して進めるということではなく、前回のアンケート結果を配布した上で、これをベースに検討しても良いのかと思った。
- ・この会議は、かなり真剣に話し合われているが、欠席委員に対しその内容を説明して理解してもらって、アンケートに答えてもらうことは、時間的に不可能であった。

〔笠原委員〕

- ・説明は理解するが、ここは、市民検討会議である。14名の委員の意見を集約しながら作り上げていくのがこの会議の目的とした場合、この形で進めていくと、欠席委員との距離が離れていくことになる。果たして、それで良いのだろうかという感じがする。
- ・何度も言っているが、これまでだと、初めに示された原案を検討するスタイルだったが、

今回は、委員それぞれの立場から意見を出して、それを座長が集約しながらひとつずつ決めていく手作りの形で進めていかないと、最終的に答申を出した時に「私は関係ない」ということになりかねない。

〔中山座長〕

- ・今回、時間的都合で説明もできない中でアンケートをしても回答を得られないだろうという勝手な判断で、欠席委員に送付しなかったが、会議として執るべき対応は、欠席委員を含め全員に同様の資料を送付することであり、補足説明ができるかどうかということは別の話だという指摘だと捉えた。今回は対応がまずかったので、今後はそのようなことがないようにしたい。

〔田巻委員〕

- ・前回欠席したが、今日まで2週間の間に、アンケートの送付と集約、議事録の作成という作業は、時間的にギリギリのことではないかを感じる。
- ・どうしても出席できないこともあると思うが、欠席した委員にも伝わるようにということで、ほとんどの言葉を拾い上げて議事録が作成されているが、それをまた一から説明することは難しいと思う。
- ・2回、3回と続けて欠席される委員もいるが、そういう方には議事録を読んで理解してもらうことが必要ではないか。
- ・笠原委員が言うように、ここは市民検討会議なので、全員の意見を取り入れた中での条文作成ということは大事なことだが、欠席委員も何とか議事録の中で自分のものにしてもらえないだろうか。
- ・これだけの議事録があると、結構伝わると思う。
- ・前回欠席した立場としては、アンケートが送付されなかったこともあるが、話としては何とか通じていると感じるし、こうした資料を基に意見があれば事務局サイドに伝えられているのではないかと考えている。

〔中山座長〕

- ・参加できなかった委員には、議事録を読んで質問などしてもらえればと思う。
- ・しかし、アンケートを送らなかったことは、みなさんに公平な機会を提供するという面から見て、こちら側の不備であったということであり、この点についてはお詫びする。今後はこのようなことがないようにする。

〔高橋委員〕

- ・今回、会議の2日後位に届いた。我々の書く時間は多く確保するためだと思う。
- ・議事録を作成した後に一斉配布するのは難しいと思うので、約束しない方が良いのでは。

〔中山座長〕

- ・それこそ意味が無いのかもしれないが、今回のような場合、議事録の前にアンケートを送付するようにする。欠席した委員は、受け取って戸惑っているうちに締め切りになってしまうかもしれないが、公平な対応だけはしていきたい。

〔高橋委員〕

- ・努力目標くらいで良いのでは。断言してしまうと、きつくなる。

〔逢坂副座長〕

- ・今回の場合、限られた方からの意見集約ということになり、配慮が足りなかった。座長サイドとしてお詫びする。
- ・いずれにしても、限られた時間の中で濃密な議論をしていきたいので、中間のまとめを積み重ねながら、最終的に固めていきたい。各回の議論はその都度まとめながら欠席委員にもフィードバックしながら次に進めるという形でいきたい。

用語の定義について

〔中山座長〕

- ・原則の検討に入る前に、若干、定義について話をしたい。
- ・定義は保留していくことになったが、例えば「市民」という言葉についてもどの範囲までを指すのかによって、この後の項目の内容が変わってくるのが考えられるので、委員の共通認識を図る意味で、座長案で定義している言葉について確認しておきたい。
- ・この場で固めてしまうということではなく、今後の状況によっては変更もあり得る。
- ・この協議に入っても良いか。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば、基本理念の部分で「市民が主体」というキーワードが出されているが、「市民」という言葉の捉え方によって、今後、個別項目の検討においても大きく変わってくる。
- ・定義を固めるのではなく、大きな括りで、通勤通学者も含めて「市民」という押さえで良いかという確認だけをしてもらおうと、この後の作業がし易いのかなという程度である。

〔笠原委員〕

- ・用語の定義は全体に関わる部分であるが、前回の確認では、基本原則について協議することとなっていたはず。その前に用語の定義を確認するということが。

〔井上委員〕

- ・今の話は理解するが、基本原則のアンケートを書くにあたって、市民や市政といった用語の定義がしっかり確認されていないと、書き難い面もあったと思う。
- ・欠席した委員に対して、「今のところ基本原則にはこういう項目を入れて、その用語の定義は、このように共通理解している。」という説明をするためにも整理は必要だと思う。その上で説明しても良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・用語の定義について、現時点の考え方を確認したいがどうか。（了承）

「市民」の定義

〔中山座長〕

- ・早速、基本理念のキーワードに「市民が主体」ということで出てくる。以前にも議論をしたが、改めて確認したい。

〔笠原委員〕

- ・以前の話し合いの時に「市民」については、一定程度の了解ができたはずだが、今日の資料では違った形になっている。なぜ、このように変わる（変える）のか。
- ・以前の定義に関する協議では、「市民」とは居住者に限定するのか、通勤通学者も含めるのかという所が争点になった。結果、全体意見として通勤通学者も含めるということになったはず。それを基本に考えて条例私案も作成して、資料として提示している。
- ・それが、ここにきて、以前に自分が主張した居住区に限定するという話をする事自体おかしい。

〔高橋委員〕

- ・これは、接続詞がないだけで、「～or～or～」の表現になっている。

〔笠原委員〕

- ・「～or～or～」だが、条例全体での「市民」の使い方の認識としては、このように組み立てていかなければならないと考える。
- ・それを、ここまで話を引き戻されると、自分の組み立てや、会議で経過してきたものがズレてくる。
- ・単なる解釈という話ではなく、進め方自体が心外である。
- ・完全に保留だったのは「きょう働」であり、その他については、ある程度固まっていたと認識している。

〔中山座長〕

- ・固めることは出来るだけ避けて、協議を続ける中で変更の必要があれば変更しようという事の一部だと思ってもらえば良い。
- ・笠原委員の私案にある「市民」と資料3で定義している「市民」の違いが分からない。全く同じことが書かれていると思うが。

〔笠原委員〕

- ・今回出されているものでは、「区域内に住所を有し」と、先ず居住している者に限定している。他のまちからの通勤通学者を除外しても良いという考えになっていないか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・これは、条例用語的で接続詞がないから分かり難いのかもかもしれないが、ここでの意味合いは、住居を有する者、働く者、事業を営む者、活動を行う個人若しくは法人、全てを含むという定義になる。これまでの議論を反映させて作っている。

〔高橋委員〕

- ・箇条書きで表して、いずれかに該当するものとするとなつて分かり易いのかもかもしれない。

〔事務局～企画課長〕

- ・居住者ばかりでなく、通勤通学者や事業所も含めた広義な捉えで良いか確認できれば、今後、条文で「市民」を使う場合はそのようにしていく。

〔笠原委員〕

- ・そういうはずだった。
- ・ここまで書かれるなら、読んですぐ理解できるような表現にした方が妥当ではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・それは構わない。広義で捉えるという方向が確認できれば良い。

〔中山座長〕

- ・分かり難かったようなので、条文化していく際には、表現を直していく。

「市長その他の執行機関」の定義

〔中山座長〕

- ・「市長その他の執行機関」の定義は、この内容でよろしいか。

〔逢坂副座長〕

- ・条例の中で頻繁に出てくると考えられる。もう少し端的な言葉で表せないだろうか。
- ・例えば、「市」とすることは冒険か。

〔笠原委員〕

- ・それは、あまりにも曖昧で不明瞭である。
- ・今後、これにぶら下がる項目に関わる。条例の目的から、市の各行政機関に対して市民からの要望や要求が出てくる形になるので、具体的に記載した方が良い。

〔逢坂副座長〕

- ・「市」というのは、市長その他執行機関を含めた形で定義することはできないか。

〔浦西委員〕

- ・「市」と言う場合と「北見市」と言う場合の違いが分かりづらい。誤解を招く可能性がある。「市」は「北見市」というイメージで考えておいた方が良い。

〔中山座長〕

- ・この定義は具体的に「市長その他の執行機関」という形でいくことにする。

〔合田委員〕

- ・その他の執行機関は、これですべてなのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・地方自治法で規定されている部分で、法律用語としての定義と同じである。

「まちづくり」の定義

〔中山座長〕

- ・こちらのまとめでは、「市民の快適な～活動の総体」としている。

〔笠原委員〕

- ・まちづくりの定義は検討していたか。

〔中山座長〕

- ・検討はしている。ただ、決定的な案は出ていない。

〔笠原委員〕

- ・条例の名称にも直接関わるということなので、あまり深入りしなかった気がする。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・第14回資料に定義として載せている言葉については、第9回及び第10回会議で一度協議している経過がある。

- ・その中で「まちづくり」については、札幌市と稚内市の条文が例に挙げられていた。
- ・最終的な結論は出さなかったが、札幌市の定義が短く纏まっていた良いのではないかと
のことで、「市民が安全安心で暮らせて、生活しやすいまちを実現するための公共的な活
動」という形で、取りあえずの認識を確認していた。

〔笠原委員〕

- ・ところが、その後で「まちづくり」を話し合っていく中で「きょう働」と結びついてし
まった。単純に「まちづくり」という言葉だけで札幌や稚内という用例なら良かったが、
現在北見市が進める「協働」とのつながりが密接になってきたことと、「共働」との関わり
が出てきたので、「まちづくり」の定義は保留にしておくという経緯ではなかったか。
- ・ここで「まちづくり」を定義すると、枕詞のように「協働」が付いてくるように見えて
しまう。

〔逢坂副座長〕

- ・きょう働の議論とは切り離れた議論で良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・「公共的」という言葉が入っているが、「きょう働」と同じくらいあやふやなもの。

〔井上委員〕

- ・まちづくりの話し合いをした第 11 回会議では、「きょう働」は別にして、自治とまちづ
くりについては検討したほうが良いとなっているが、札幌市のものを使って、公共的な
活動という形で押さえられている結論になっている。

〔笠原委員〕

- ・北見市の条例を作っていくので、実際に行われている政策などとのすり合わせをしなが
ら考えてきている。
- ・これまでの流れと今後の話は違うので、「まちづくり」については、別な言葉で、例えば
「参加」になるのか「きょう働」になるのか。
- ・とりあえず、ここでは保留しておくべきではないか。
- ・活動の総体としてのまちづくりという言い方は、非常に不明瞭である。

〔中山座長〕

- ・札幌市のように条文の中で「まちづくり」という言葉を多用するのであれば、定義は必
要だと思うが、今までの話からすると、言葉の意味が曖昧なので条文で多用することは
ないと考えている。
- ・そういう面で、定義をする意義を再度話し合う機会ではないかと考えるがどうか。

〔笠原委員〕

- ・北見で「まちづくり」という言葉はありとあらゆる場面で使われているので、これまで
の影を引き摺り過ぎている感があることと、「活動の総体」といっても駅周辺や地域興し
といったイメージしかないので、別の用語が良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・確かに「まちづくり」の使われ方は、さまざまである。
- ・それはそれとして、この条例を組み立てる中での「まちづくり」をどう定義するのが望
ましいのかという議論をすれば良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・そういうわけにはいかない。
- ・北見市での用語の使われ方や受け止め方を検討した場合に、この条例に入れることが、条例の目的や性格に合致しているかということ。
- ・それに拘るなどと言われても、何を基準に考えたらよいか。
- ・「まちづくり」が「活動の総体」というのは、何を言っているのかさっぱり分からない。

〔浦西委員〕

- ・「活動の総体」という部分だけを考えると、特化したまちづくり事業をイメージしてしまうと思うが、前段に「市民の快適な～地域社会を創るため」という地域生活を営むことを大前提にトータルで考えて使っているので、笠原委員が心配するような意味合いで捉える人は少ないのではないか。

〔高橋委員〕

- ・「まちづくりしています」というのは、言った者勝ちに近い面がある。
- ・その前に、安全で安心というような枠を絞っている。

〔笠原委員〕

- ・用語の定義をするということは、条例の中で使われることが前提となるが、そうすると非常に曖昧になる。

〔高橋委員〕

- ・まちづくり会社など公共的なものでない面でも使われているということであれば、公共性ということも別に定義する必要があるのでは。
- ・「市民の快適な～地域社会を創る」こと自体が公共的なことであるので、改めて書く必要はあるのかなという気もする。

〔笠原委員〕

- ・この条例で「まちづくり」を定義するなら、「共働」に換えた方が自分としては分かり易い。「協働」にしても「共働」にしても用語を置く場所がなくなっていく。
- ・「公共的な活動の総体」をどのような用語に置き換えていくのが適切なのかと考えた場合、個人的には「共働」が良いと考える。
- ・でないと、条例全体の中で、市民の活動がすべて「まちづくり」に収められてしまう。果たしてそれでどうなのか。

〔高橋委員〕

- ・基準は設けられない。例えば、高速道路建設について賛成者も反対者も自分は「まちづくり」だと思っているわけで、それを条例でどっちかといことにはならない。

〔笠原委員〕

- ・公共的な活動の総体はもちろんあるが、個々人の存在と働きが主体で、問題となっているのは市民意識や市職員の意識改革など下から積み上げていく論議なので、上から被せるような方向性ではなく、補完性の流れから見てもどういう用語が良いのかということ。
- ・どんな用語にしても解釈の仕方によって成立するが、そういうやり方ではなく一人ひとりに市民意識を持ってもらって、最終的には「まちづくり」になるのかもしれないが、個々人の存在や活動を尊重する用語にした方が良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・「まちづくり」は「まち」と「つくる」の2つが合さったもの。
- ・「まち」とは、さまざまな構成要素や歴史文化、地域の特性が含まれると思う。
- ・「まちづくり」は曖昧な言葉ではあるが、ここでは「きょう働」に議論を及ばさず、しゅうれんするような話をしてはどうか。

〔中山座長〕

- ・理念に出てくる「安全安心なまち」は前文にも出てくると思われるが、そういった活動をサポートするものを「まちづくり」で定義しておくことは意味があると思う。
- ・「共働」や「協働」とは、少し違うものだと思う。「まちづくり」があることで「きょう働」の定義が出てこなくなるということでもない。

〔高橋委員〕

- ・今やっていることが「まちづくり」で正しいかどうかといった答えはない。ないからこそ、全体のルールで評価していくシステムを作ることが条例の目的だと思っていた。

〔浦西委員〕

- ・その辺をきちんと押さえるのが基本原則の役割になってくると思う。

〔中山座長〕

- ・ただ、「公共的な活動の総体」という言葉は少し引っかかるかもしれない。
- ・稚内市のように「地域社会を築く活動」程度にしておいた方が良いか。

〔井上委員〕

- ・今時点では、大枠として「公共的」を削除して、でも「まちづくり」は定義しておいた方が良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・こうした曖昧なものは極力排除すべきだ。どのようにでも解釈できるということは、どういうようにも定義していないということ。

〔中山座長〕

- ・方向性は向いている。「安全で安心な～地域社会を創るための活動」ということ。

〔井上委員〕

- ・その骨子はずらさず、公共的などとなると偏りがあるので。

〔笠原委員〕

- ・他の計画や条例の前文や趣旨や目的の中にもこのようなものはたくさんある。
- ・問題は、それがいかに現実化されるかであって、北見市民としての定義を共有化できるかということ。これでは、あまりに広すぎるのではないか。

〔高橋委員〕

- ・仕方ないのではないか。

〔笠原委員〕

- ・仕方ないということではない。どこの自治基本条例（まちづくり条例）でも全国に通用するものはあるが、それが本当に市民のものとして意識されるだろうか。
- ・持っていき方だと言われればそれまでだが、折角いろいろな話をしているので、具体性を持ったものにすべき。

〔荒井委員〕

- ・各自治区のまちづくり協議会もそれぞれ目的を持って活動している観点からも、この文章の表現で「まちづくり」をすべて網羅していると思うし、違和感もない。
- ・ただ、「公共的」というのは、「きょう働」の議論経過からいっても削除すべきと思う。

〔井上委員〕

- ・第12回会議の資料3「地方自治について」の内容とも関係してくるのなら、今は、とりあえず「まちづくり」や「自治」は類語としてまとめておいて、住民自治や団体自治の話の段階で整理しても遅くはないのではないか。
- ・今は、ある程度大枠で決めていかないと進まない気がする。
- ・最低限の共通理解をしたときに、「市民の快適な生活環境を確保し、安全で安心な暮らし」をまず創る活動の総体としての「まちづくり」と押さえてはどうだろう。

〔逢坂副座長〕

- ・おそらく、この後に「自治」という問題と絡んでくると思うが、そういった懸念も置きながら進めてはどうか。

〔笠原委員〕

- ・目的の最後に「まちづくりの実現」と既に出ている。この定義だと同義語反復でほとんど目的に入っている。
- ・第1条と第2条との違い、結局、まちづくりの実現を図ることが目的で、それを用語の定義で「まちづくりとは」という話にはならない。
- ・用語の定義の部分は、個人や市がどうするといった主体の問題だと思う。
- ・だからここでは、市民や市長や市政がどういった関わり方で動くかということが用語として入ってくれば、目的の中で「まちづくりの実現」とあると、より不明瞭である。

〔井上委員〕

- ・そういうことでもないと思う。

〔中山座長〕

- ・用語の定義に主体が入っていないとまずいということはないと思う。
- ・目的を達成できれば良く、その目的を掲げる意味で定義することも有りだと思う。

〔笠原委員〕

- ・条例の性格上、目的が第1条だが、どうして第2条で定義しなければならないのかというと、誰が何をどのようにするのかということだと思う。

〔井上委員〕

- ・そこまで言えるものと言えないものがあっても良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・登場人物だけの定義ではない気がする。

〔笠原委員〕

- ・だから、市民と執行機関などの関係が出てくると分かり易い。それは何かといった時に、大雑把に言うと「まちづくり」となるのかもしれないが、もしこれを定義付けるなら、もう少し適切な用語を使うべきではないか。
- ・結局、これがこの条例のキーワードになる部分である。

〔中山座長〕

- ・この定義がなければ、毎回「市民の快適な～安全で安心な・・・」と書かなければならず、それを省略するための定義なのではないか。
- ・理念のキーワードにも出ているが、この後頻繁に出てくる言葉だと思う。
- ・目的に異論はないと思う。ただ、「まちづくり」の定義をしないと、条文の中で「まちづくり」という言葉は使えなくなるが。

〔笠原委員〕

- ・そんなことはない。目的にある「まちづくり」もキーワード的に使っているだけで、実際には「まちをつくる」ということである。
- ・「まちづくり」になると活動を指し示すことになる。総体のことを言う必要はない。

〔中山座長〕

- ・稚内市のように「総体」と言わず「活動をいう」とすれば良いということか。

〔笠原委員〕

- ・ここは、別に定義しなくても良いのではないか。

〔井上委員〕

- ・第7回会議にKJ法でやった時に、まちづくりの方向性という所で、安全安心や住みやすいということを寄せ集めて協議した経緯があるので、そんなに外れてはいないと思う。

〔笠原委員〕

- ・言葉に関しての話はずれていないと思うが、用語の定義に置くことについて、これまでの議論経過の中で、まちづくりに積極的に関われない人の話も出てきている。そういうものを含めて、関われる部分だけを相手にするのかという話をしている。

〔井上委員〕

- ・その辺は「市民」の定義と同じで、住んでいれば市民であるし、通勤者や通学者すべてを含んでおり、「まちづくり」も訪れたいまちという所でも入ってくるので、広い概念で押さえておいても良いのでは。

〔高橋委員〕

- ・何かをしようという所からまちづくりは始まるということもあると思う。参加を促すものなので、これで良いのかなと思う。

〔笠原委員〕

- ・他の項目との関わりで言うと、自治区のまちづくり協議会や市民自治推進組織との関わりを総体としての「まちづくり」という説明であれば、すごく良いのだが。

〔逢坂副座長〕

- ・そういう意味も含まれていると解釈しているが。

〔笠原委員〕

- ・だからこそ、少し引っかかる。

〔逢坂副座長〕

- ・であれば、逐条解説で注釈を付けるのもひとつの方法だと思う。

〔井上委員〕

- ・でも、それは今することではない。

- ・今は、主体が住民であっても市政であっても「まちづくり」と捉えておいたほうが良いと思う。団体自治の人も北見市民である。

〔荒井委員〕

- ・この条例は一般市民が読んでも分かり易いものをとということが大前提だが、そのことから見ても、この「まちづくり」という言葉の定義は分かり易いと思う。

〔中山座長〕

- ・今の意見を繰り返すことになるが、主体や手法に関しては、条文ではなく解説文で行うということかどうか。
- ・「まちづくり」とは、こういう目的を持った活動であるという定義にしておけば、後々条文を書く場合にも書きやすい。

〔笠原委員〕

- ・やはり違和感がある。
- ・井上委員が言ったような形であれば、全体像ができた段階である程度収まるのなら、それはそれで良いと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは、これは要検討事項ということでチェックしておく。
- ・「まちづくり」というのは、こうした目的を達成するための活動の総体ということ。

「市政」の定義

〔中山座長〕

- ・「市政」は、「まちづくりのうち～地域において担うもの」ということで、特に問題はないと思うがどうか。

〔荒井委員〕

- ・「地域」という文言は必要なのか。地域と限定する必要はないと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・この「地域」とは、自治区を意識したさまざまなものを含めた総体的なことで信託しているものと個人的には解釈している。
- ・そういう意味では「地域」というのも良いのか、あるいは、自治区的な分かり易い言葉でも良いのかもしれない。

〔中山座長〕

- ・ここは、重要な部分だと思う。
- ・札幌市では、地域ではなく「市において」という形になっている。

〔高橋委員〕

- ・「地域のために」と強めても良いのかという気がした。

〔笠原委員〕

- ・まず、「まちづくりのうち」という言葉を削除して、文末は「執行機関が行うもの」という単刀直入な形で良いのではないか。
- ・市政という言葉は北見市以外のことは言っていないし、「まちづくりのうち」は意味が分からない。さらに地域を一々限定する必要もないので、シンプルな形でどうだろうか。

〔浦西委員〕

- ・「行うもの」より「担うもの」という表現の方が、どういう役割を持っているかということからは良いと思う。

〔井上委員〕

- ・アンケートを書いている思ったが、「市政」と「行政」の使い分けが難しかった。
- ・初歩的なことだが、この違いは何か。

〔事務局～企画課長〕

- ・行政と議会を合わせたものが市政で、市政が団体自治に当たるというイメージになる。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・市政や行政という言葉のはっきりとした定説があるわけではない。この会議ではそういったイメージで捉えて使っていくという約束がされれば良いのかと思う。

〔中山座長〕

- ・「地域において」は不要との意見があるがどうだろうか。

〔逢坂副座長〕

- ・「まちづくりのうち」も入れない方が良いかもしれない。

〔井上委員〕

- ・誤解を招くかもしれないので、入れない方が良い。
- ・まちづくりの「うち」と入れると、まちづくりの定義にも関連してしまうので、大枠で考えてはどうか。

〔中山座長〕

- ・「市政」の定義は、市民の信託を受けた議会及び市長その他の執行機関が担うもの。

目的について

〔浦西委員〕

- ・目的について、再度協議したいことがある。
- ・「市民自治により～図ることを目的とする」とあるが、先ほどの「まちづくり」の定義の話で、安全安心も重複しているとの意見もあった。目的の方を削った方が読みやすいものになるのではないか。
- ・「市民自治による自立した社会を築き」の市民自治とは、まさに自分達で自立して創っているということ。
- ・「自立した地域社会を築き」は違和感がある言葉。わざわざ自立といわなくても良い。
- ・常呂にしてみると、遠いので自立した意識は持たなければという気持ちはあるが、それは、地域づくりの場面として使う意識で、北見市全体として考えた場合には「自立」という言葉は使わない方が良いのでは。

〔荒井委員〕

- ・自己責任ということから考えても「自立」という言葉は重要になってくる。価値のある文言だと思う。受け止め方はさまざまだと思うが。

〔中山座長〕

- ・「市民自治による」という表現を消すということも考えられるが、自立した社会を築くのは誰かということになる。

〔浦西委員〕

- ・逆に市民自治を削るといふことか。市民が主体と言っているから問題はないのか。

〔中山座長〕

- ・「市民自治」ではなく「市民」としてはどうか。

〔井上委員〕

- ・市民の自主性というあたりで、自己責任・自己決定が出てきている。

〔事務局～企画課長〕

- ・「自立」という言葉は議会などでも良く使われている。地方分権や道州制の流れで、自立が強調されている。

〔中山座長〕

- ・「自立した地域社会」は非常に良いと思うが、「市民自治」を「市民」にしてはどうか。
- ・他の市のものを見ても、「市民自治による」という表現はなく、「市民による自立した」若しくは「自立した」だけで始めているものが多い。

〔笠原委員〕

- ・そうであれば、目的の1行目「自治の基本理念を…」を「市民自治の」とするべき。
- ・条例の目的のひとつに、市民自治の確立がある。そう考えると、「北見市における市民自治の基本理念と基本原則を示すとともに」とすれば、下の方にある「市民自治」は削除できると思う。
- ・まちづくり条例の場合、市民自治そのものをどうやって確立するかということが最初で最後の目的だから、そういうことから考えても、1行目の「自治」を「市民自治」とした方が分かり易い。
- ・市民の自治を確立して、市（執行機関）と協力して、安心して生活できるまちをつくらうということが目的。ただ、市民自治の確立自体が永遠の課題になると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・今の部分は、住民自治と団体自治の両方のことを言っていると思う。したがって、「市民自治」としてしまうと、解釈が狭くなってしまわないか。

〔井上委員〕

- ・目的には、「市民（住民）自治、団体自治」という言葉は避けて「自治」が良いと思う。
- ・定義を読めば分かるかもしれないが、もっとすんなり入ってくる言葉にした方が良い。

〔逢坂副座長〕

- ・市民（住民）自治や団体自治は市民には分かり難いと思う。「自治」にしておいて、下の「市民自治」を削除するか別の言葉に置き換えるか、市民が理解しやすい形にしてはどうか。

〔井上委員〕

- ・市民が主体の安全で安心して生活できるまちづくりの実現を図り、自立した地域社会を築くことが目的としてはどうか。濁した形になるが。

- ・誰がなどを突き詰めず、まず、市民が主体で、最終的には自立した地域社会を築くことを目的としているから、そんなにズレはない。

〔高橋委員〕

- ・誰が何から自立するのか。自立するということは今まで何かに頼っている前提がある。

〔笠原委員〕

- ・そのきっかけのための条例だと思う。
- ・今までは、行政におんぶに抱っこでやってきたが、地方分権により、今後は市民が主体で地域社会を作ってくださいということ。
- ・しかし、市民は市民自治を理解して自立した状態ではない。
- ・だから、目的のひとつとして市民自治の確立が前提にある。そして自立（自律）した地域社会を自己責任でつくっていかなければならない。
- ・それが、今までの経過からいって、この条例の本当の理想である。

〔井上委員〕

- ・補完性の原理に立っても、市民が主体の安全に暮らすまちづくりは市民一人ひとりの目的である。そして、地域社会、北見市自体も自立するということで押さえている。

〔中山座長〕

- ・ここの部分をまとめたい。
- ・「市民が主体の安全で安心して生活できるまちづくりの実現を目指し、自立した地域社会を築くことを目的とする。」で良いか。

基本原則について

〔中山座長〕

- ・基本原則についてアンケートを実施したが、その結果をまとめたものが資料1である。
- ・この資料を見ながら進めていく。
- ・この4つの項目以外に、追加したら良いと思う項目はないか。（意見なし）

「情報共有」の原則

〔中山座長〕

- ・資料の2ページにあるように、6人の委員から意見が出されている。情報共有の中にもどいうキーワードを入れていくかという話をしていきたい。

〔高橋委員〕

- ・情報共有の件は、後で詳しく出てくる話だと思い、多くの意見を書いた。
- ・他の委員と違うのは、情報公開や説明責任と応答責任について、細目を設けるべきであるという部分。
- ・ただ、情報は平等で公平に出て行かなければならず、正確で早くなければならない。
- ・ただし、個人情報の保護は担保されるべきであることと、何でも公開するのは行き過ぎと思うので、非公開の保障も必要だと思う。

〔井上委員〕

- ・今のことは、言葉は違うが、市民の知る権利の保障や市民主体が前提という部分では、意味は同じかと思う。
- ・参加となると、主体でなく捉えられることも考えられるので、市民主体を前提にした上で、参加という表現を使っている。

〔笠原委員〕

- ・この4つの基本原則は、市民がまちづくりに参画する際の条件だと思う。
- ・そのためには、まず、情報が公開されなければならない。情報共有があって、参加・参画が保障される。そして、市民と行政との関わり方があって、さらに北見市には4つの自治区があるので、ここで触れておいた方が良いのかなという原則。
- ・一連の流れと考えながら、シンプルなものになっている。

〔中山座長〕

- ・その中でも、情報の積極的な公開をすべきということか。

〔笠原委員〕

- ・市民と行政機関を対等にせざるを得ないが、どう考えても行政の方が情報を多く持っているわけで、現実的には市の方が積極的に情報を公開するようにしていかなければ、実効性があるものにはならない。

〔逢坂副座長〕

- ・情報の使い方については、笠原委員が言ったようなプロセスが大事だと思う。
- ・情報の部分で考えると、市政に関する情報を市民と市政に関わる者が互いに出し合って共有し、次へのステップに進む。市政情報を共有するという考え方があると思う。
- ・もうひとつは、さらに突っ込んで、行政情報も市民活動の情報も含めて公開し、共有していくという考えの二つがあると思う。
- ・行政情報を共有することで括るのか、関係団体等の情報もあわせた括りとするのか、そういった議論があるのかと思い、両方の考え方を書いてみた。

〔中山座長〕

- ・逢坂副座長の(1)は、笠原委員が言っていた「積極的な情報公開」に繋がると考えて、もうひとつは、市民の知る権利を保障するということで良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・行政情報だけではなく、もう少し広い範囲を想定しているが。

〔笠原委員〕

- ・市政が絡むところ、それが市民団体でも住民組織であっても、市との関わりの中にあればすべて公開の対象になる形。
- ・力関係は明確なので、「積極的に提供する」ということを明記しておく必要がある。

〔高橋委員〕

- ・拘るようだが、公開できないものもあることは把握しておくべき。

〔笠原委員〕

- ・それは誰が判断するのかという問題が出る。情報公開条例はあるが、誰がその情報を公開してはいけないのか、第三者機関を置くのかということが問題。

・そういうことを言い始めると、情報公開に関しては難しくなる。

〔高橋委員〕

・はじめから出さなくて良いということではなく、審査機関が必要である。

〔笠原委員〕

・でも、それは表に出すべきものではないと思う。

・非公開が保障されることはあり得ない。

〔高橋委員〕

・情報は放っておけば、どこまでも広がっていく。

〔事務局～企画課長〕

・原則としては積極的な情報公開だが、個人情報など公開できないものは、情報公開条例などで規定していくものだと思う。

〔逢坂副座長〕

・原則では謳えないが、情報の収集及び管理という部分では必要なことだと思う。

〔笠原委員〕

・あくまでも原則なので、例外項目を想定していくものではない。

〔中山座長〕

・そういった細かい点は、個別項目の検討段階で話していくこととする。

・情報共有の原則については、平等公平で、積極的な提供、市民の知る権利を保障するといったキーワードを入れていくということで、よろしいか。

・その他、市政に関するすべての情報という考え方も追加しておく。

〔事務局～企画課長〕

・情報共有の原則のまとめで確認したいが、積極的な公開や知る権利の保障などは分かったが、逢坂副座長からの意見では、市民と市政が互いに情報を公開するという形になっている。この辺は、どう整理するのか。

〔逢坂副座長〕

・市民も情報を発信すべきだし、市政サイドもそれを求めるという意味合いで、お互いという書き方をしている。

〔高橋委員〕

・双方向ということを書いているが、それで市民にメリットがあれば市民からも情報が集まってくるだろうということ。

〔笠原委員〕

・基本的に、市民の意見表明は、ここでいう情報共有とは意味が違うと思う。

・参加・参画の活動の中での意見の表明をどう保障するかということなので、ここで敢えて触れなくても良いと思う。

〔逢坂副座長〕

・意見の表明や発言という意味合いでなく、情報そのものというニュアンスで共有が必要ではないかという意味合いで書いたつもり。

・今後、市民参加等の場面で同じニュアンスは出てくると思うが。

〔高橋委員〕

- ・情報を集約したり流したりすることが上手にできるようになれば、参加・参画に繋がっていくものだと思う。

〔笠原委員〕

- ・それは、個別項目でやるべき。
- ・情報量は圧倒的に違うので、原則では市政の情報を公開するという事として、それを市民活動のための共有財産にしましょうということで良いのではないか。
- ・全体を見ながら振り分けていくかを考えた方が分かり易い。
- ・制度としては、情報を公開することだけを原則としておけば良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・ここ（原則）では、双方向ということではなく、情報を多く持つ市政が市民に対し積極的に公開していくという形にする。

次回会議について

〔中山座長〕

- ・次回は、基本原則の続きを資料 1 に沿って進めて、その後、資料 4 を使って条例の構成を考えていくこととする。
- ・次回は、7月30日（水）の開催を予定している。改めて、事務局から案内する。